

平成23年第1回美祢市議会定例会会議録(その5)

平成23年3月24日(木曜日)

1.出席議員

1番	馬屋原 眞 一	2番	岡 山 隆
4番	高 木 法 生	5番	萬 代 泰 生
6番	三 好 睦 子	7番	山 中 佳 子
8番	岩 本 明 央	9番	下 井 克 己
10番	河 本 芳 久	11番	西 岡 晃
12番	荒 山 光 広	13番	柴 崎 修一郎
14番	田 邊 諄 祐	15番	山 本 昌 二
17番	原 田 茂	18番	村 上 健 二
19番	河 村 淳	20番	大 中 宏
21番	南 口 彰 夫	22番	安 富 法 明
23番	徳 並 伍 朗	24番	竹 岡 昌 治
25番	布 施 文 子	26番	秋 山 哲 朗

2.欠席議員

3番 有 道 典 広

3.欠 員 1名

4.出席した事務局職員

議会事務局長 重 村 暢 之
議会事務局係 岡 崎 基 代

議会事務局 査 岩 崎 敏 行

5.説明のため出席した者の職氏名

市 長	村 田 弘 司	副 市 長	林 繁 美
総 務 部 長	波 佐 間 敏	総合政策部長	田 辺 剛
市民福祉部長	山 田 悦 子	病院事業局長	藤 澤 和 昭
建設経済部長	伊 藤 康 文	管理部長	山 本 勉
上下水道事業局長	中 村 弥 壽 男	総合観光部長	山 本 勉
総務部長	倉 重 郁 二	総務部次長	福 田 和 司
財政課長	末 岡 竜 夫	総合政策部長	奥 田 源 良
総合政策部長		企画政策課長	松 野 哲 治
地域情報課長		総合政策部長	
		商工労働課長	

病院事業部 経営管理課長	篠田洋司	上下水道事業局 管理業務課長	小田正幸
教育長	永富康文	教育委員会 事務局局長	金子彰
消防長	坂田文和	会計管理者	久保毅
美東総合 支所長	藤井勝巳	秋芳総合 支所長	杉本伊佐雄
代表監査委員	三好輝廣	秋支監査 事務局局長	西山宏史
建設経済部 次長	斉藤寛	市民福祉部 次長	古屋勝美
市民福祉部 地域福祉課長	田代裕司	市民福祉部 高齢福祉課長	白井栄次

6. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 1 号 平成 22 年度美祢市一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 3 議案第 2 号 平成 22 年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正
予算（第 2 号）
- 日程第 4 議案第 3 号 平成 22 年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第
3 号）
- 日程第 5 議案第 4 号 平成 22 年度美祢市老人保健医療事業特別会計補正
予算（第 2 号）
- 日程第 6 議案第 5 号 平成 22 年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算
（第 3 号）
- 日程第 7 議案第 6 号 平成 22 年度美祢市簡易水道事業特別会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第 8 議案第 7 号 平成 22 年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補
正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 8 号 平成 22 年度美祢市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 10 議案第 9 号 平成 22 年度美祢市病院等事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 10 号 平成 22 年度美祢市公共下水道事業会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 22 号 美祢市職員定数条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 23 号 美祢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に
ついて
- 日程第 14 議案第 24 号 美祢市特別会計条例の一部改正について

- 日程第 1 5 議案第 2 5 号 美祢市へき地保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 2 6 号 美祢市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第 1 7 議案第 2 7 号 美祢市産業振興条例の制定について
- 日程第 1 8 議案第 2 8 号 美祢市拠点市街地活性化審議会設置条例の制定について
- 日程第 1 9 議案第 2 9 号 美祢市営住宅条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 3 0 号 美祢市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正等について
- 日程第 2 1 議案第 3 1 号 美祢市水道新設事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 1 1 号 平成 2 3 年度美祢市一般会計予算
- 日程第 2 3 議案第 1 2 号 平成 2 3 年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 2 4 議案第 1 3 号 平成 2 3 年度美祢市観光事業特別会計予算
- 日程第 2 5 議案第 1 4 号 平成 2 3 年度美祢市環境衛生事業特別会計予算
- 日程第 2 6 議案第 1 5 号 平成 2 3 年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 1 6 号 平成 2 3 年度美祢市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 1 7 号 平成 2 3 年度美祢市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 1 8 号 平成 2 3 年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 1 9 号 平成 2 3 年度美祢市水道事業会計予算
- 日程第 3 1 議案第 2 0 号 平成 2 3 年度美祢市病院等事業会計予算
- 日程第 3 2 議案第 2 1 号 平成 2 3 年度美祢市公共下水道事業会計予算
- 日程第 3 3 議案第 3 2 号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について
- 日程第 3 4 議案第 3 3 号 桂岩辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について
- 日程第 3 5 議案第 3 4 号 美祢市老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 3 6 議案第 3 5 号 市道路線の認定について

- 日程第 3 7 議案第 3 6 号 市道路線の廃止について
- 日程第 3 8 議案第 3 7 号 美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 9 議案第 3 8 号 美祢市税条例の一部改正について
- 日程第 4 0 議案第 3 9 号 美祢市道の駅みとう及び美祢市美東都市と農村交流の館の指定管理者の指定について
- 日程第 4 1 議案第 4 0 号 美祢市教育委員会委員の任命について
- 日程第 4 2 議案第 4 1 号 美祢市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 3 議員提出議案第 1 号 美祢市議会基本条例の制定について
- 日程第 4 4 議員提出議案第 2 号 美祢市議会議員の政治倫理に関する条例の制定について
- 日程第 4 5 議員提出意見書第 2 号 環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）参加への慎重な対応を求める意見書の提出について
- 日程第 4 6 議員派遣について

7. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

議長（秋山哲朗君） おはようございます。3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震で被災された方々へ心からお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方々の御冥福をお祈りしたいと思います。ここで黙祷を行います。事務局長。

議会事務局長（重村暢之君） それでは被災により亡くなられた方々に黙祷をささげたいと思いますので、御協力をお願いいたします。黙祷。

〔黙祷〕

議会事務局長（重村暢之君） お直りください。御着席願います。

議長（秋山哲朗君） これより本日の会議を開きます。

最初に私のほうから議会の規律についてであります。地方公共団体の意思決定を行う神聖な議場における議員の言動は法規によって規制されるまでもなく、慎重・公正でなければならないということは言うまでもありません。それとともに、議会が住民の代表者である議員をもって構成される議事基幹として、その権威を保持し、公正な審議・決定ができるよう地方自治保及び会議規則において自主的に規律を保持し、規制するための権限が与えられています。

また、発言の自由につきましては、市議会会議規則にありますように発言の時期、場所、回数、品位の保持等について、一定の制約があります。つまり、自由勝手に発言できるものではなく、一定のルールがあり、その範囲で自由と言えます。発言は、発言者だけのものではなく、議員であれば住民全体を代表して行うものであり、それだけに発言は慎重であるべきであります。この度、美祢市議会では市民の声を市政に反映していくことを第一の基本とし、開かれた議会を目指し、議会の透明化及び政策立案能力・審議能力向上に向けて新たな決意をし、議会改革を推進するために、議員提出議案として美祢市議会基本条例を上程しています。これは、議会における最高規範の条例であります。その中におきましても、議会及び議員の活動の原則自由討議の保障についてうたっております。

これを機会に改めて御確認お願いをいたします。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

議会事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。

本定例会に追加議案として送付してございますものは、執行部からは報告第40号と議案第41号の2件でございます。事務局からは、議員提出議案第1号、

第2号、議員提出意見書案第1号の3件でございます。本日机上に配してございませぬものは議事日程表題5号、議員派遣一覧表、以上2件でございます。御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、柴崎修一郎議員、田邊諄祐議員を指名いたします。

お諮りいたします。この際、日程第41、議案第40号と日程第42、議案第41号を、会議規則第21条の規定により日程の順序を変更し先議したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、日程第41、議案第40号と日程第42、議案第41号を、日程の順序を変更し先議することに決しました。

日程第41、議案第40号と日程第42、議案第41号を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 本日、追加提案いたしました議案2件について御説明を申し上げます。

議案第40号は、美祢市教育委員会委員の任命についてであります。

美祢市教育委員会委員のうち、堀井保法氏は本年5月21日をもちまして任期満了となります。

つきましては、後任の委員として、秋山信登氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求めます。

議案第41号は、美祢市固定資産評価審査委員会の選任についてであります。

美祢市固定資産評価審査委員会委員は、地方税法第423条第2項及び美祢市税条例の第78条の規定により3名を選任しておりますが、本年5月21日をもって任期満了となります。

つきましては、後任の委員として阿座上正氏、宮崎保氏、藤永和之氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、市議会の同意を求めます。

以上、追加提案いたしました議案2件について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（秋山哲朗君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより議案の質疑に入ります。日程第41、議案第40号美祢市教育委員会委員の任命についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第40号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第40号を採決いたします。本案について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。この席から秋山信登殿、只今議会におきまして教育委員会委員に同意されましたのでお知らせいたします。

つづきまして、只今教育委員会委員に同意されました秋山氏よりあいさつ申し出があります。秋山さんどうぞ。

教育委員会委員（秋山信登君） 只今御紹介をいただきました秋山信登でございます。まず最初に、このたび東日本を襲いました大災害で大変な被害が出ております。被災者の皆様方にお見舞いを申し上げます。

さて、私ごとでございますが、浅学非才でございます。しかし、教育委員に任命されましたからには一生懸命頑張りますので、皆様方の御指導・御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

きます。よろしくお願いいたします。

議長（秋山哲朗君） ありがとうございます。それでは秋山さん御退場をお願いいたします。

〔秋山信登君 退場〕

議長（秋山哲朗君） 日程第42、議案第41号美祢市固定資産評価審査委員会の委員の選任についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第42号は、会議規則第37条第3号に規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第41号を採決いたします。本案について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第2、議案第1号から日程第40、議案第39号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。建設観光委員長。

〔建設観光委員長 馬屋原眞一君 登壇〕

建設観光委員長（馬屋原眞一君） おはようございます。それでは、只今より建設観光委員会の委員長報告を申し上げます。

それでは、先の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案5件につきまして、去る3月4日、午前9時30分より委員全員出席のもとで市道路線の認定に係る現地視察の後に、午前10時38分より机上審査をいたしましたので、その審査の経過と結果について御報告申し上げます。

まず、執行部より議案第1号平成22年度美祢市一般会計補正予算（第8号）に

ついて、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億479万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ188億3,137万6,000円となる補正予算のうち、本委員会所管事項の各会計ごとに説明がありました。

それでは主な質疑について御報告申し上げます。

委員より、森林総合研究所分収造林の繰越明許費計上分の場所と小規模治山事業の未着工分についての完成見通しについてお尋ねしたい旨の問いに対し、執行部より分収造林の場所は地名で言いますと菅武田、黒ヶ谷、権現ほか旧美祢市の市有林であることと、小規模治山事業については十数件残っていますが、来年度以降は今の段階では県予算は厳しいというような予算状況と聞いているので、現時点ではあと何年で終了すると言えないとの答弁でありました。

委員より、中山間地域等直接支払制度の取り組み条件が緩和されたのに参加者が減っており、農地の荒廃が心配されるが、原因をどのように分析されているのかとの問いに対し、執行部よりこの制度に取り組んでおられる方々の高齢化が進んでいる地域が多くなってきており、この先において集落協定を5年間維持していく約束をすることに自信が持てないことと、全体を取りまとめることが難しいという声がありますので、そういうことが主なる原因だというふうに思っている旨と、地域の荒廃懸念については、新年度予算の中に新たな事業としてふるさと応援未来創造交付金を提案していますので、集落をまたいだ形の取り組みを考慮願いたいとの答弁でありました。

委員より、災害復旧工事で相当な金額の減額が生じているが、入札減以外の要因として、査定設計と実施設計が関係していると思うが、災害査定を受けてどのようになったかということと、地元との協議等により、繰り越しになったものがあると思うが、わかる範囲で説明願いたい旨の問いに対し、執行部より現年発生分で上程した分に対して一応90%程度の査定となっております。当年現年に全部対応したいという思いはございますが、最低2ヶ年でやりたいという査定の最終的な内示でありましたので、その辺のずれで今回の減額になっているわけですので御理解願いたい。また、今回土木施設の災害工事が130件以上ありましたが、当然皆災害復旧には関係する受益者がおられますので、地元と十分協議しながら河川を先行して発注しております。しかし、工期的には業者に莫大な発注数を引き受けていただい

ているので、繰り越しせざるを得ない状況がございますので、地元には理解を求めながら進めていますとの答弁でありました。

委員より、地籍調査について進捗速度が余りにも遅いがどのような見通しかとの問いに対し、執行部より現在の進捗状況は全国では50%前後で、山口県でも53%程度だったと思います。美祢市も40%程度ということで、合併後の数年の進捗からいけば、単純に計算すれば50年から60年前後かかるということで、数字的には認識していますが、抜本的な国の方針が変化することを期待することと、測量方法の技術革新により進捗率アップを望むというような弱気ではありますが理解を願いたいとの答弁でありました。

委員より、有害鳥獣被害防止対策事業の減額補正の内容についての問いに対し、執行部より電気柵で6,800メートル程度の計画ですとの答弁でありました。

本議案について意見を求めるも意見はなく、採決の結果、出席者全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成22年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第3号）の審査の経過と結果について、報告を申し上げます。

執行部より、秋吉台家族旅行村の指定管理委託料を12月議会において1,150万円の増額補正の議決をいただいたところでありますが、その審議の過程で収入減分については指定管理者負担とすることになっておりました。以上により指定管理者の負担分として550万円を減額し、予備費に財源調整することと、本年度事業終了後に実績報告書を精算し、剰余金が発生した場合には市へ返還することとしておりますとの答弁がありました。

本案について質疑・意見を求めるも意見はなく、採決の結果、出席者全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号美祢市営住宅条例の一部改正についての、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

執行部より、今回の改正は老朽化した住宅の解体と建て替え事業に伴う戸数の変更につき所要の改正を行うものですとの説明でありました。

本議案について質疑・意見を求めるも意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号市道路線の認定についての審査の経過と結果について御報告

申し上げます。

執行部より、今回の認定は地域高規格道路小郡萩道路が本年5月に美東町絵堂インターチェンジまで供用開始されることに伴い、議案書記載の県道6路線をそれぞれの市の管理道路へ編入するものと、美祢下村土地区画整理事業により帰属された道路4路線を市道認定したい旨の説明がありました。

本議案について質疑・意見を求めるもさしたる意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号市道路線の廃止についての審査の経過と結果について御報告申し上げます。

今回の市道路線の廃止は、地域高規格道路小郡萩道路が本年5月に美東町絵堂インターチェンジまで供用開始されることに伴い、秋芳町八重より広谷までの市道八重広谷線が県道に、また市道八重目畑線、市道植竹目畑線が国道にそれぞれ昇格となることに伴い、同3路線を廃止する旨の説明がありました。

本議案について質疑・意見を求めるも意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案5件につきまして審査を終了し、その他について委員に発言を求めたところ、次のようなことがありましたので報告いたします。

委員より、猿、シカ、イノシシによる農作物に甚大な被害を受けることが多くなって大変困っている。防ぐため防護施設にはいろいろな種類・方法があるが、委員みずから長年の経験により考案された防護柵の図面に基づいて説明され、設置費用も少なくて済むので参考にさせていただき、補助事業として考えてもらいたい旨の要望をされました。

執行部より、大変貴重な意見をいただきました。有害鳥獣対策につきましては、農業にとりまして担い手対策と並んでとても大きな課題でございますので、貴重な意見として十分検討させていただきたいと思っておりますとの答弁でありました。

次に、委員より今回のような災害で大変な工事が多数発注されていると思うが、現場代理人や主任技術者の配置にかかる措置について、建設業法並びに美祢市としての通達内容による対応と契約書を締結する際のチェック方法はどのようにされているのか、また応札後から契約締結までの期間がはっきりしていないようだが、ど

うということかの問いに対し、執行部より、このたび美祿市におきましては大変未曾有の災害工事場が発生いたしました。市では、土木業者に対して速やかに災害復旧工事をしていただくために、現場代理人の常駐義務の緩和をしております。

今回は、10キロの工事範囲を一つの工事現場と見なすことと併せて、その範囲での災害工事の合計金額をランクごとに設定し、一人の現場代理人でよいことしております。Aランク業者については、合計金額の制限はありません。Bランク業者については合計金額2,000万円まで、Cランク業者については合計金額600万円までの三段階の緩和をしています。それ以外に美祿市には従来から現場代理人の常駐義務の緩和をする要綱があり、500万円未満の工事2件まで、すなわち1,000万円までになりますが、常駐義務を緩和するということになります。従って、土木業者のBランク業者については、合計金額3,000万円まで、Cランク業者については合計金額1,600万円までいいこととなります。しかし、緩和することによっても現場で事故でも起きたら大変こととなりますので、災害工事を含む主任技術者の選任をしていただく措置をとっています。1級の国家資格を有するものは6,000万円まで、2級の国家資格を有するものは2,500万円までというふうに規定を設けている旨の答弁がありました。

また、土木業者によっては県工事を市の工事を同時に多数受注していることも考えられますので、現場代理人や主任技術者の配置状況についてのチェック方法として、公共事業については業者からの自主申告によるチェックシートにより把握しているとの答弁がありました。

さらに、契約の締結については、落札の通知をした日の翌日から起算して7日以内を原則としていますが、1,000万円を超える工事の場合には、契約保証書が必要になりますので、おおむね2週間くらいの期間を設けて契約を行うようにしていました。しかしながら、今後におきましては2週間で限度に速やかに契約を締結するように改め、建設業法並びに市の規定に基づいて現場代理人や主任技術者の適正な配置がなされていることを確認するため、契約時に一緒に書類を添付していただく方向で、十分に内部協議をさせていただき、工事請負契約の約款の改正を行う旨の答弁がありました。

次に、委員より、現在、市庁舎の周辺において、駐車場等の整備がなされているが、勤労青少年ホームをはじめ図書館や別館の外壁の劣化、・汚れが目立つようだ

が、今後度のようにされるつもりかとの問いに対し、執行部より美観を損ねないように、段階的に財政の許す範囲で対処してまいりたい旨の答弁がありました。

以上をもちまして、建設観光委員長報告を終わります。

〔建設観光委員長 馬屋原眞一君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 建設観光委員長報告に対する質疑はありませんか。岡山議員。
2番（岡山 隆君） 私は、昨日新年度予算特別委員会で今回美祢市における各事業者の方の事業を行うにあたっての入札、そういった面できちっと適正に行われているかどうか、これについて昨日はお話させていただきました。それで、特に議員である方が事業を行われている。そういった方に関してはきちっと公平・公正・透明性をもって美祢市の事業をしていただくために、監理課、また建設経済部、そういったところに議員がどのような自分が事業が有利になるようなこういった発言をしたどうか、きちっと記録をしてもらっているか、記録しているかどうか、この点についてちょっときのうはお話しました。

同時に、今回はこの22年については指定管理の件も入っております。逆に指定管理を議員がかかわっている方、またそれに関連のある議員の方、そういったところのものについてもそういった商工労働また監理課そういったところにきちっとどういった議員の方がきて要求をされているかどうか、こういったものをきちっと記録しているかどうか、こういったことというのは委員会で出たんでしょうか、どうでしょうか、その点についてまずお聞きします。

議長（秋山哲朗君） 馬屋原委員長。

建設観光委員長（馬屋原眞一君） そういうことはありませんでした。

2番（岡山 隆君） わかりました。いずれにしても今後そういったところをきちっと記録をしていくような方向で議会がきちっと監視機能を持っていく、こういったところは市民の皆さん、特に厳しく見ておられますので、議員がみずから襟を正してこういった点を見ていかないといけないと思っておりますので、そういった議会にしていまいりたいと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、建設観光委員長の報告を終わります。

続いて、教育民生委員長の報告を求めます。教育民生委員長。

〔教育民生委員長 山本昌二君 登壇〕

教育民生委員長（山本昌二君） おはようございます。それでは、只今より教育民生委員会の委員長報告を申し上げます。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案9件につきまして、去る3月7日、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。その審査の経過と結果につきまして、審査の順に従い御報告申し上げます。

まず、議案第1号平成22年度美祢市一般会計補正予算（第8号）について御報告をいたします。

執行部より、本委員会の所管事項につきまして説明を受けました。これに対し委員から共楽荘費の減額補正は実績によるものかとの質問に対しまして、執行部からは定員50名の予算を入所80%から90%の間の推移で減額いたしましたとの答弁がありました。

次に、社会福祉施設整備補助金に関する質問では、豊徳会の経営による養護老人ホームは、地域密着型で管理運営されると思われるが、いつから開始されるのかとの質問に対し、執行部より平成23年8月1日より供用開始されるということで伺っているとの答弁がありました。

次、繰越明許費の中の長登銅山跡の環境整備事業でその策定計画はどうなっているかとの質問に対し、執行部より来年度で保存管理計画を設定する予定にしていますが、保存計画とは切り離れた環境整備事業ということですのでとの答弁がありました。

この議案につきまして、ほかに1件ほど関連質問がありましたが、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成22年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御報告申し上げます。

執行部から、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,348万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億3,102万6,000円とするものとの説明がありました。

この議案につきましては、2件ほど質問がありましたが、ほかに質疑なく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成22年度美祢市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）

について御報告申し上げます。

執行部から、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ440万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ224万9,000円とするものですとの説明がありました。

この議案につきましては、質疑・意見なく原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成22年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御報告申し上げます。

執行部から、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,519万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億4,920万4,000円とするものですとの説明がありました。

これに対し、委員から施設介護サービス給付事業で介護給付費負担金が3,160万円補正されていますが、高齢化に伴ってこうした負担がふえていきます。平成22年度介護における介護給付費準備基金の繰入金が6,380万円程度となっています。平成22年度末の残高見込みが1億1,100万円ということで目減りをしています。今後平成24年度には介護給付費準備基金がマイナスとなる可能性もあります。そこで今後介護保険料を上げていかななくてはならないのかどうかについてお伺いしますとの問いが質問されました。これに対し、執行部からは現在介護保険事業計画については、第4期の事業計画に基づいて実行されています。平成24年度以降につきましては、第5期ということになります。平成23年度の予定をしているところで、美祢市においてどういう需要が見込まれるのかを踏まえた上での対応になります。今時期での具体的なお答えは難しいと思いますが、国におきましてはおおむね5,000円から少し超えるということを言われていますが、まだ介護保険事業につきましては、新規の計画に向けて具体的な全貌が見えていません。第5期の事業計画を策定する中で検討するとの答弁がありました。

この議案につきまして、他に質疑・意見なく原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成22年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について御報告申し上げます。

執行部から、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,124万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,173万2,000円とするものですと説明がありました。

この議案につきましては、質疑・意見なく、原案のとおり可決されました。

議案第 2 4 号美祢市特別会計条例の一部改正について御報告申し上げます。

執行部から、このたびの改正は老人医療事業特別会計及び簡易水道事業特別会計を廃止することに伴う所要の改正をするものですが、本委員会の所管する老人医療事業特別会計を廃止することについての説明がありました。また、廃止後の精算処理については、一般会計において行うとの説明がありました。

この議案につきましては、質疑・意見なく、原案のとおり可決されました。

議案第 2 5 号美祢市へき地保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について御報告申し上げます。

執行部から、平成 2 2 年 3 月 3 1 日付で、美祢社会復帰促進センターから地域との共生の観点から社会復帰促進センター敷地内に、美祢市が運営する保育園を設置したいとの申し出があり、これに対し、市として現豊田前保育園舎は老朽化していることから、センター側の申し出を受託することで、保護者はじめ地域の関係者へ説明会を開催し、現在、開園に向けて施設改修工事を進めており、平成 2 3 年 4 月 1 日から開所することで準備していると説明がありました。

この議案につきまして、質疑・意見なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第 2 6 号美祢市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止についてと、議案第 3 4 号美祢市老人デイサービスセンターの指定管理者の指定については関連があるので、一括して執行部より説明を求めました。

執行部より、美祢市老人デイサービスセンターにつきましては、平成 8 年に秋芳町秋吉に建設された保育所と併設をされた施設で、旧秋芳町時代から秋吉デイサービスセンターとして、6 5 歳以上の虚弱な高齢者へ入浴、あるいは給食のサービスが社会福祉法人豊徳会により提供され、地域の高齢者福祉の向上の一翼をになっており、合併後におきましても引き続いてその機能は継続をされ、平成 2 1 年度からは指定管理者制度によりまして、同法人が管理・運営を行い、現在に至っております。こうした状況の中で、第 4 期介護保険事業計画に織り込まれた地域密着型の小規模特別養護老人ホームが社会福祉法人豊徳会により秋芳町秋吉に建設され、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、通所介護の各サービスが平成の 2 3 年 8 月より提供されることとなりました。このことによりまして、通所介護

サービスにつきましては、同じ地区内に同種の社会資源が充足をするということとなるため、このたび小規模特別養護老人ホームの開設に併せて、美祢市老人デイサービスセンターを廃止することとしたところでございますとの説明がありました。

この議案につきまして、質疑・意見なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

議案第34号美祢市老人デイサービスセンターの指定管理者の指定については、質疑・意見なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会で審査いたしました議案9件につきましての結果の報告を終わらせていただきます。

どうも、失礼しました。

〔教育民生委員長 山本昌二君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 教育民生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、教育民生委員長の報告を終わります。

続いて、総務企業委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 安富法明君 登壇〕

総務企業委員長（安富法明君） おはようございます。それでは、総務企業委員会の委員長報告を行います。

2月28日の本会議におきまして本委員会に審査の付託を受けました市長提出議案14件につきまして、去る3月8日、委員全員出席のもとで審査をいたしましたので、その経過と結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第1号平成22年度美祢市一般会計補正予算（第8号）についてであります。執行部より既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ4億479万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ188億3,137万6,000円とするとの説明がありました。

これに対する質疑でございますが、委員より歳入における鉱産税の増額要因について、宇部興産、太平洋セメント、住友の3社なのかどうか、資料があれば提出をしていただきたい。この問いに対しまして、執行部より7社程度ありますので、後ほど資料を提出いたしますとの答弁でありました。その後、資料が提出されまして、委員より鉱産税として入ってくる税収と雇用の創出等考慮しても、環境面、社会資

本の整備などにおいて行政が負担するコストも増大しているのではないかと。そういう視点で、いま一度鉱産税が適正かどうか検討すべきではないかとの問いに対しまして、村田市長より資料のとおり年間1,800万トンを産出しており、日本でも有数の石炭石の産地であり、それほどの雇用もあり、それに伴う消費行動もあるわけで、市内の経済が恩恵を受けています。環境面においても環境審議会等において審議をいただいて、周辺の環境にも考慮され企業活動をされております。現状で6,000万円程度の税収がありますが、環境、市の活性化等市政運営のために使わせていただいています。現状で、鉱産税が高いか低いかについての発言は控えさせていただきますとの答弁がありました。

さらに、委員より20年程度以前になるが鉱産税について調査議論したことがある。その当時、やはりトン当たり350円程度であったと記憶しているが、最近他の採掘地域の状況について調べておられるかとの問いに対し、執行部より現状は調べていませんので、調査をいたしますとの答弁がございました。

次に、委員よりふるさと未来交付金について、事業の報告・評価ができていないかとの問いに対して、執行部より3月末で報告書が提出されますので、それ以降になりますが、地域の均衡ある発展、地域の活性化の一助になっていると認識しておりますとの答弁がございました。

さらに、委員よりふるさと創造未来交付金事業について、市長と語るまちづくり座談会が開催されているが、これにおいて意見等、反応はあったか。また結果について議長に報告はされておるかとの問いに対し、執行部より市長かたるまちづくり座談会は3月末までに5箇所で行うことにしております。現在まで3箇所が済んでいます。市長は交付金事業について説明をされております。参加者からは、このような事業をした等の話は出たが、特に大きな話題にはなりません。また、議長に報告はしていないが、応募された事業に対する審査結果はホームページ等に掲載をしておりますとの答弁がございました。

委員より、サインシステム整備事業について、プロポーザル様式で決定されているが、採用されなかった事業計画の中でもよいものがあれば取り入れたらどうかとの意見が以前あったが、その後変更はあったかとの問いに対し、執行部より今のところ変更は出ていませんとの答弁がございました。

その他、質疑は省略いたしますが、本案に対する意見はなく、採決の結果、全員

異議なく原案のとおり可決をいたしました。

次に、議案第6号平成22年度美祢市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、執行部より既定の歳入歳出予算にそれぞれ6,239万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ3億7,654万8,000円とするとの説明がありました。

これに対し、委員より4月より会計を統合して公営企業会計になるということですが、会計統合を急いだ理由はなぜか。国の補助金等がなくなるのかとの問いに対し、執行部より合併時に3年をめぐりに会計を統合することとなっており、今回の措置となりました。平成28年までに簡易水道事業がなくなるということはありませんが、補助金なくなるということは聞いておりませんとの答弁がございました。

その他、意見はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決をいたしました。

次に、議案第8号平成22年度美祢市水道事業会計補正予算（第3号）について、執行部より収益的収入の営業外収益として、局長人件費の2分の1相当が447万円を他会計から受け入れ、支出において上水道事業費の営業費用に74万8,000円、簡易水道事業費の営業費用に15万6,000円、合わせて90万4,000円を時間外勤務手当として補正する。また、予定損益計算書において当年度純損失が925万円となりますとの説明がございました。

これに対し、委員より寒波による水道管破裂等の対策に伴う時間外勤務手当の補正ですが、市民生活にどの程度の影響が出たかとの問いに、執行部より給水制限等はありませんでしたとの答弁がございました。

さらに、委員より病院会計に添付はされているが、留保財源計算書を提出していただきたいとの問いがございました。執行部より委員会終了までに提出をいたしますとの答弁でありました。

その他、意見はなく、本案は採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決をいたしました。

次に、議案第9号平成22年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）について、執行部より業務予定量について入院、外来患者等に対する補正要因の説明があり、収益的収支の差額は不納欠損処理に伴う特別損出を含めて1億1,527万円となり、予定損益計算書による当年度純損失は1億1,682万3,000円、当

年度未処理欠損金は14億5,555万9,000円の見込みとなります。資本的収支は、美東病院におけるオーダーリングシステム更新事業の財源のうち、国保会計特別調整交付金の額の改定により、他会計負担金を1,000万円減額し、収入総額を4億9,477万7,000円、資本的支出において建設改良費を677万5,000円減額し、総額を6億561万4,000円とするとの説明がございました。

委員より、シャトルバスの利用状況はどうか。また看護師の勤務状況、有給休暇の取得状況はどうかとの問いに対し、執行部よりシャトルバスの利用については、1月が56人、1日平均4.6人です。徐々に伸びてきております。看護師は国の看護基準の見直しで、病院側が看護師の確保に走り、中小病院は看護師不足となっております。有給については看護師が5日程度の取得となっており、看護師の不足と業務内容によって十分取れているとはいえません。働きやすい環境をつくっていくことは大切であり、できることから労働条件の改善について努めておりますとの答弁がございました。

委員より、救急を拒否されていることが多いと聞くが状況はどうか。また当年度の純損失が21年度に対して増加しているが理由はなぜかとの問いに対し、執行部より救急は美祢市立病院が424人、美東病院が379人で、常勤医師の不足もありますが、対応できるところはすべて受け入れております。純損失の増加ですが、美東病院において退職者が予定より多く出て、22年度の合計で1億625万5,000円の予定です。また、月に1度経営戦略会議を開催し、費用構成等の見直し、適正化を図っておりますとの答弁がございました。

さらに、委員より救急にあっては脳障害等時間的な問題もあるので、受け入れ態勢を整えていただきたいとの意見がございました。

その他、意見はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決をいたしました。

議案第10号平成22年度美祢市公共下水道事業会計補正予算(第2号)についてであります。執行部より局長人件費の2分の1の相当額を水道事業会計に支払うため、収益的収支において下水道事業費、営業費用において他会計負担金として477万7,000円を補正するものとするとの説明がありました。

本案に対する質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決を

いたしました。

議案第22号美祢市職員定数条例の一部改正についてであります。執行部より現在組織の再編、職員の定数管理について、平成22年3月に策定をいたしました美祢市行政改革大綱、集中プランですが、これに基づき管理を行っています。平成23年4月1日における市長部局の職員数の見込みによる見直しで343人を290人に、監査委員事務局の機能強化を図るため職員2人を3人にそれぞれ改正するものとの説明に対し、委員より行政改革大綱には普通会計370人となっているのが、公営企業会計職員、消防職員を除くと職員数で365人ということではないのか。またおおむね計画通り推移していると考えてよいのかとの問いに、執行部より職員定数条例第2条における市長の事務部局の職員とは普通会計より議会事務局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会事務局、消防署の職員を除き、現在7会計あります特別会計の職員を合わせたものが市長部局の職員となります。

このほか、上下水道事業局、病院事業局の企業会計職員の構成になります。集中改革プランについてですが、現在、普通会計職員369人で計画どおりですが、平成26年度において347人の削減目標を掲げておりますので、年次的に実施をいたしますとの答弁がございました。

本案に対する意見でございますが、本案に対して53人の職員定数の削減は行政サービスの低下を招くとする意見と、既に現状の職員数が減少している実数に条例定数を改正するためとの賛否両論の意見に長時間にわたり議論がなされましたが、反対者が理解できたため賛成するとの意見が出されまして、本案は採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決をされました。

次に、議案第23号美祢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、執行部より地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が行われたことに伴い、一定の非常勤職員につきまして、子供が1歳に達する日までの間、育児休業を取得することができるように措置されたこと、また部分休業（これは育児時間での取得ということですが）について可能になったことに伴い、非常勤職員にかかわる育児休業時間を条例において定める必要があるためですとの説明がありました。

本案に対する質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決をいたしました。

議案第 2 4 号美祢市特別会計条例の一部改正について、執行部より簡易水道事業特別会計について、一般会計との負担区分の適正化、受益者負担の適正化を図る観点から、地方公営企業法の適用を行い、損益計算の導入、複式簿記の採用等により事業の経営状況、財務内容をより明確にするため、平成 2 3 年度より美祢市水道事業会計に統合することにより簡易水道事業会計を廃止する所要の条例改正ですとの説明がございました。

本案に対する質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決をいたしております。

議案第 2 7 号美祢市産業振興条例の制定について、執行部より産業振興にかかわる基本的方針や基本的事項を定め、農林業や商工業・観光業など、市内の産業を一体的にとらえた産業振興策を推進し、市産業の活性化を図り、地域を活性化させることで活力に満ちた地域社会の形成と市民生活の向上ため、条例を制定するものです。また、この条例は、理念条例であることから、今後具体的な施策や事業については個別の条例や要綱を策定することや現状の要綱等との見直しをすることで対応することとしておりますとの説明がございました。

本案に対する質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決をいたしました。

次に、議案第 2 8 号美祢市拠点市街地活性化審議会設置条例の制定について、執行部より市街地の活性化を図るため地方自治法第 1 3 8 条の 4 第 3 項 これは委員会、委員の設置の項ですが この規定により拠点市街地活性化審議会を設置するため、条例の制定をするものですとの説明がございました。これに対し委員より中心市街地活性化ということですが、今日まで空き店舗対策、まちづくりについて議論され、1 2 月議会においても空き店舗対策調査事業が予算化されており、現状についての報告ができないか。これに対し執行部より只今集計中で最終的なものは出ていません。市庁舎周辺、総合支所、秋吉台周辺については概略が出ていますとの答弁がございました。

村田市長より、この条例案は活性化にかかわる審議会の設置条例であり、市長の諮問により現状を踏まえて調査研究も含めて審議をしていただくことになりましてとの答弁がございました。

さらに、委員より都市計画区域があり都市計画税がかけられているが何もされて

いない区域がある。この審議会の中で、これらについても審議されるのかとの問いに対し、市長より拠点市街地というのは都市計画のための拠点となる区域ともいえるので、整合性について十分検討しますとの答弁がございました。

委員より、審議会の委員に地区割とかは考慮されているのかとの問いに、執行部より特に考えておりませんとの答弁がございました。

本案に対する意見はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決をしております。

次に、議案第30号美祢市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について、執行部より美東・秋芳の簡易水道事業特別会計と水道事業会計を統合することに伴い、改正が必要となる四つの条例と不要となる三つの条例の廃止を行うものですとの説明がありました。

これに対し、委員より給水負担金の改正とあるがどのように改正されるのかとの問いに、執行部より金額についての改正はありませんとの答弁がございました。

本案に対する意見はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決をいたしました。

次に、議案第31号美祢市水道新設事業分担金徴収条例の制定について、執行部より水道施設を新設した場合の分担金について、今回の水道事業の統合により二つの条例を統合し、新たな条例を制定するもので、分担金の率については変更はありませんとの説明がございました。

委員より、分担金について3条の1において100分の40以内、3条の2において100分の30以内とあるが、金額にすると幾らなのかとの問いに、執行部より美祢地域は上限が35万円、秋芳地区は普及率がほぼ100%なので、近年適用されていないので把握できておりませんとの答弁がございました。

本案に対する意見はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決をいたしました。

次、議案第32号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について、執行部より平成23年4月1日より山口県市町総合事務組合で共同処理している非常勤職員及び公立学校の非常勤学校医等の公務災害補償事務について光市を新たに加えるものですとの説明がございました。

本案に対する質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決を

いたしました。

議案第33号桂岩辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について、執行部より辺地に係る公共施設の整備のため、財政上の特別措置法に規定されている定義により、美東町の桂岩地域を辺地と定め、辺地総合計画を策定するもので、計画期間を平成23年から平成27年までの5年間とし、総合施設である耐震性貯水槽を設置する計画ですとの説明がありました。

これに対し、委員より2項の公共施設の整備を必要とする事情について、流出人口の抑制を図るとあるが具体的にどのような対策かとの質問がございました。執行部より、この地域は消防施設、水利を確保するような施設がなく、住民の生命、財産を守るためには防火水槽が必要と考えておりますとの答弁でございました。

本案に対する意見等はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決をいたしました。

以上で、3月8日開催の総務企業委員会における審査の結果についての報告を終わります。

さらに、3月18日の本会議におきまして、本委員会に審査の付託を受けました追加議案3件について、同日、委員全員出席のもと審査をいたしましたので、その経緯と結果について御報告を申し上げます。

議案第37号美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正について、執行部より今回対象とする職員は、医師や看護師の医療職であり、今まで山口大学附属病院等の公的医療機関に勤務する公務員だけが対象でしたが、今回の改正によって独立行政法人等の医療機関職員にも対象を広げ、深刻化する医師不足の中、医師の確保に役立つと考えられますとの説明がございました。

これに対する質疑でございますが、委員より例えば市立病院に10年間勤務し、次は他の病院へ勤務され、定年前にまた市立病院等に戻ってこられ、退職されるとした場合、退職金はすべて市立病院が負担をすることになり、他の医療機関に勤務された期間の退職金相当額は一般会計から支出するということかとの問いに対し、執行部より、医療機関については公立病院が独立行政法人化した病院と美祢市立病院などの公立病院に限り、民間の病院は含まれません。医師の確保、地域医療体制の確立の観点から割愛部分については一般会計から補てんすることとなりますとの答弁がありました。

さらに、委員より非常に不公平な場合も起きてくるが、医師の確保、医師が働きやすい環境をつくるというねらいだろうと考えるが、転勤時に勤続年数相当の原資つけて渡すのであればわかりやすいが、そういう視点に立った検討は最初からなかったのかとの問いに、執行部より有利、不利ということは当然出てきますが、医師の確保のため以前から双方の病院間でそういったルールの中で続いている制度でありますとの答弁がございました。

本案に対する意見はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決をいたしました。

次に、議案第38号美祢市税条例の一部改正についてであります。執行部より現在経済的な扶助を受けている方が所有する固定資産税、公益の用に供される固定資産、自然災害により著しく価値を減じた固定資産を対象に減免措置があります。このたび、新たに災害等不測の事態や二次的な災害など、著しく価値を減じる等の特別な理由がある固定資産についての減免の適用範囲とするよう改正するものとする説明がございました。

これに対し、委員より今美祢線が不通になっている。地元の企業が使いたくても使えない状況にあるが、こういう資産に対しては適用するのかとの問いに、執行部より災害に関する固定資産として、今後協議の対象になるのではないかと考えていますとの答弁がございました。

本案に対する意見はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決をいたしました。

議案第39号美祢市道の駅みとう及び美祢市美東都市と農村交流の館の指定管理者の指定についてであります。執行部より本案に関し、12月議会において道の駅みとうふるさと発展協議会を指定管理者に議決をいただいたところであります。当団体から法人格を取得し株式会社みとう駅となった旨の届け出がありましたので、新法人の構成及び目的について施設の管理業務の実施に支障がないか、適切に事業が引き継がれるか等審査を行い、問題ないとの判断をいたしましたので、指定管理者として指定するものとする説明がございました。

本案に対し、委員より事業は適切に引き継がれるということですが、12月に示された従業員数からすれば7名程度の縮小になっている。事業内容について農・畜産物・水産物の加工及び販売、地域観光、地域文化に関する情報収集と提供サービ

ス業務等、雇用の創出と事業の実施に不安が残るかどうかとの問いに対し、執行部より実際に事業を運営していく過程で、不足であればパート等の雇用は考えることになっています。情報の発信、雇用の確保等については最初の計画どおり実施すると聞いております。適切に事業が実施できると判断をいたしましたとの答弁がございました。

さらに、委員より12月の議会における審査において、指定管理料としては予算化されておらず、駅長や事務員等の給料も出せるのかとの問いに、交流の館と道の駅等一体的に管理すると言われ、従業員も24名おられるのでその中で可能とのことでした。今の組織図では、実質17名になっています。当初の従業員の関係、取引関係等はどうなっているのか。美東特産品センターの方も法人化したという話も聞いているが、二つの法人が一緒になって経営されるのかとの問いに、執行部より12月の議会においてそのように答えています。7名減になっていますが不十分であれば雇用すると言われております。取引先については確認いたしておりませんが、特産品センターの法人化については道の駅の法人化の際に一緒にやろうということでした。話をされたようですが、別に法人化し、近くで事業を始められることが後にわかりました。しかし、聞き取りにおいて当初の計画どおり実施できるということを確認いたしてありますとの答弁がありました。

さらに、委員より12月議会において議決がされ、4月より執行される途中で内容が大きく変更されたことになり、さらに審査会も開かれずに再度議会に提案されるわけだが、指定管理者制度のあり方に問題がないか。基本協定と年度協定があり、それらの運用の中で十分に対応が可能であるとして、今回のような事態となっている。審査会を通った後、組織を変えたり、事業内容が変わったとしても再審査にかけられず、今後も議会に提案されると認識してよいのかとの問いに対し、村田市長より国が指定管理者制度を導入して以来、全国的には問題が多く、自治体としては苦労しながら柔軟に対応していかざるを得ないのが現状です。

今回のケースも12月に指定管理者をお願いしたのは、道の駅みとうふるさと発展協議会という任意団体に4月1日からだったのですが、全く実績もないうちに法人化され、株式会社みとう駅となったわけで、任意団体から法人格を持ったものに変われ、中身についても当初我々が認めたものと変わってきています。担当部署のほうでヒアリング等において十分やれると判断してこの議案を提案したわけです。

が、4月1日から業務をされて、当初の計画どおり運営できるかどうかわかりませんが、委員が言われていた試行期間が必要なケースになったと認識しています。

従って、仮協定の形でいくのか、基本協定でそのことを担保するのか、年度協定において担保するのか等の議論がありますが、行政の責任において考えさせていただきま。基本的には株式会社みとう駅にお願いして、1年間試行期間としてやらせていただき、我々が求めたものと方向性がずれてきたということであれば、途中で指導に入りたいと思います。その上で来年の3月31日くらいを目途に判断をしたいと思います。

従って、今後について新たに指定管理者を公募する場合は、この試行期間という考え方を取り入れたいと思います。先日お示しをしたガイドライン第3次改訂版では、このことに触れておりません。年度協定で定めるのか、ガイドラインで規定するのかについても検討させますとの答弁がございました。

本案に対して、意見として指定管理者制度を活用しながら、行政サービスの向上とコストの削減は目指していかなければならないので、柔軟に対応していただきたいとの意見がございました。

その他、意見・質疑は多く出されましたが、省略させていただきます。

本案は、採決結果でございますが、本案は採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決をいたしました。

以上で、本委員会に審査の付託を受けました議案3件についての御報告を終わります。

長々とおつき合いいただきまして、ありがとうございました。以上で本当に終わります。

〔総務企業委員長 安富法明君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 総務企業委員長報告に対する質疑はありませんか。岩本議員。8番（岩本明央君） 議案第22号の美祢市職員定数条例の一部改正ということで、議論が大変あったということで、私ども大変すばらしいなと思っております。

それで、委員長その中で賛否両論あったようですが、特出すべき御意見を覚えておられれば二つくらいお願いかと思ひます。

議長（秋山哲朗君） 安富委員長。

総務企業委員長（安富法明君） 岩本議員の質問ですが、議案第22号でしたよね、

委員長として報告を申しあげましたことは、特出すべきものをしたつもりなので、それでいろいろ意見が出たと言いますのは、基本的に行政が必要最小の財源をもって最大の効果を上げるというのを基本的な考え方で市長はいつも言われます。それで、合併協議のときに基本的にそういうふうなことを盛り込みながら行財政改革、今申しあげました中にもあったと思うんですが、行財政改革に取り組んでいくというのが基本でございます。ですから、職員は一応条例で定数を大体定めることとなっております。例えば、50何人でしたかね、実際にその改革プランに基づきましてもう減っているわけです。

ですから、今回その係数をそれに合わせると言いますか、そういうふうな改正で、ですから出た意見は例えば50人なら50人減れば行政サービスが落ちるんじゃないかって、こういう意見なんですよ。それと、その意見と結局そうじゃなくて現状がもう定数の削減効果で減少してきていると。53人でしたかね、何人が減っているんですよね。そういうことだから、この条例改正そのものは、だからそれに合わせるものだからということ、なかなかその辺の御理解がかみ合わなかった。だから、それでいろいろと出たんですが、内容的にそれほど難しい議論で時間がかかったわけではありませんでした。

以上くらいでよろしいですかね。答えになりましたかね。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑は。岩本議員。

8番（岩本明央君） ありがとうございます。私もそういう点だったかなというような感じはしておりましたけど、ありがとうございます。

議長（秋山哲朗君） 西岡議員。

11番（西岡 晃君） 12月の委員長報告の際に私のほうから質問させていただきましてけれども、この3月からこのMYTの放送が美東町に放送され、また3月中に秋芳町のほうも工事に入られるということでお聞きしておりましたが、旧美祿市におきましては、他チャンネル化の問題が残されております。そういった件で、この委員会でそういった内容が議論になったかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 安富委員長。

総務企業委員長（安富法明君） 大変失礼をいたしました。実は、しっかりその他項で議論させていただいております。報告がちょっと抜けておりました。大変失礼

なことをいたしました。それで、基本的には1年を目途に美祿地域が最終的に一番不利益を被るといいますか、おくれるようなことがないように努力をしていただくということのあれは、部長だったと思いますが、総合政策の部長が答弁をしております。ですから、一応再送信についてもまだ結論が出たということで私は、よその地域もですね、美祿、美東についても山口ケーブルビジョン関係が出たということではないわけですから、併せて執行部におかれて努力をされると、目途は1年ということでございます。

議長（秋山哲朗君） 西岡議員、いいですか。そのほか質疑はございませんか。田邊議員。

14番（田邊諄祐君） 先ほど、鉱産税の中で1トン当たり350円と言われましたけど、3円50銭の間違いじゃないかと思いますが、確認したいんですが、いかがでございましょうか。

議長（秋山哲朗君） 安富委員長。

総務企業委員長（安富法明君） 今、資料を持ってきておりませんが、平均的に350円、トン当たり、これ鋼と言いますか、これに税率を掛けて田邊議員言われるような金額になるんじゃないかなというふうに思っておりますが、7社くらいだったですかね、あっている350円1本じゃないんで、そういうことで御理解いただけますでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 田邊議員。

14番（田邊諄祐君） 先ほど、私の聞き間違いかもしれませんが、太平洋セメント、宇部興産、それから住友セメントで1,800万トン、年間出荷をするんだと。その鉱産税は3円50銭だと思いますけど、そういうふうに受け取れるように説明を受けたと思いますけど、いかがでございましょうか。

議長（秋山哲朗君） 安富委員長。

総務企業委員長（安富法明君） 言われるとおりだと思うんですよ。示された資料が、基本的なことがありまして、じゃあ例えばここが税、個人でも特にあれですが、個人情報もあろうかというふうに思いますが、請求することはできません。ですから、一応出荷価格と言いますか、どこがトン当たり、今は350円と言ったんですが、トン当たり240円から300円、350円くらいの金額になっています。これに税率掛けて言われるような値になるんじゃないかな、そこまではよう議論して

おりませんが、資料としてはそういうふうな資料を提出して、御理解いただけますかね。

14番(田邊諄祐君) わかりました。要するに山元の出荷の原価と言いますか、それが350円とかそういう意味だと思います。

議長(秋山哲朗君) よろしいですか。そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋山哲朗君) 質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

この際、暫時休憩をいたします。

午前11時31分休憩

.....

午後 1時00分再開

議長(秋山哲朗君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、市長より御報告がございます。村田市長。

市長(村田弘司君) それでは、議長のお許しをいただきましたので、この場をおかりをしまして、美祢市病院事業管理者につきまして、御報告をさせていただきます。

本市の病院事業管理者であります内藤氏から、管理者の職を辞する旨の申し出がなされまして、3月末日をもって退任されることとなりましたので、御報告をいたします。

内藤先生におかれましては、平成20年4月この新市発足と時を同じくして、山口大学医学部教授から美祢市立病院の院長に着任をいただきまして、その後本市における二つの市立病院を統括する立場につかれ、以来、美祢医療圏の確立と病院経営の健全化に取り組んでこられたところであります。先生には市民の安全・安心の確保のために、本当に御尽力をいただきまして、新市における病院事業の礎を築かれた御功績はまことに大きいものがあるというふうに思っております。

しかしながら、このたび本市病院事業の持続安定と質の向上に大きな力を注いでいただいております山口大学医学部より、内藤管理者の人事につきまして協力を求められ、総合的な判断によりこれを受け入れることといたしました。

また、後任の管理者につきましては、これまでの経緯から山口大学医学部附属病

院の岡病院長に適任者の推薦を、私のほうから御依頼を申し上げているところでありますが、現在調整中とのことから、当面は不在となりますことも併せて報告をさせていただきます。

なお、この管理者が不在となる間、先ほど申し上げました岡山大医学部附属病院長には、本市病院事業の特別顧問に御就任をいただき、病院運営に関する御意見をいただけるよう取り計らっていただいております。さらには、内藤先生には引き続き本市病院事業の経営の効率化と経営基盤の強化のための方策や、その他病院運営に対する御指導及び御助言をいただくようお願いをされているところであります。

以上、病院事業管理者に関する報告をさせていただきましたが、市議会並びに市民の皆様におかれましては、御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。議長（秋山哲朗君）ここで、内藤病院事業管理者からあいさつの申し出があります。内藤管理者、どうぞ。

病院事業統括管理者（内藤克輔君）只今市長さんから御紹介いただきましたように、今月末をもちまして美祢市立病院を辞させていただきます。愛媛労災病院のほうに移らせていただきます。これは、大学の病院の人事と言いますか、それで動かさせていただきます。私こちらに来させていただいたのが3年前だったと思うんですけども、ここで骨を埋めるつもりで参りました。いろいろと合併は先ほど御紹介ありましたけども、二つの病院の管理とかいろんなことがありました。

しかし、一番大事だったのはこの病院で何が抜けているのか考えたときに、スタッフに明るい顔がない、張りがないということで大事にしました。いろんな苦情も聞きました。特に手を加えたわけではないんですけども、それだけで生き生きとしてくれまして、何とかとんとんちょっと黒字になるくらいの病院経営になりました。病院を動かすときには、ものじゃなくて人の力だと思っています。今度行ったときもそこらでまた、多分疲れておられるんだろうと思います。そこを何とかして大事にしてあげようと思っています。これは病院だけじゃなくて、どの世界もそうだと思います。お互いに気遣うというよりも、やはり間違ったところは間違っていることを優しく指摘してあげて、どうするのかということをご指導してあげる、これが指導者としての道だと思っています。

教授が16年半、病院長というか、管理者として3年間ありますので、約20年近く、その前の講師、助手時代をつなげ合わせますと30何年になりますけれども、

これが指導者として学んだ方法です。勉強することも大事だと思いますし、たまにはどつくことも大事ですし、ただし抱きながらたたくということが一番大事だと僕は思っています。

それを実行しましたら、本当に市長さんの御理解も得ながら、病院の経営を何とかとんとんのどこまで持ってこれたと。さらに、さらなる発展を次の方が支えてくれると思いますので、それに期待したいと思いますし、たまには美祢によって皆さんの顔をまた拝見させていただいて、市長さんとまたどうでしょうかということでお話できればと思っています。市役所の方たちも長い間ありがとうございました。本当にいろんなところで声をかけていただいて、ここ出身の人間かなと思うほど声をかけていただきましてありがとうございました。もし、四国のほうにお渡りのことがありましたら、皆さんぜひ愛媛労災病院まで足を延ばしてください。

労災病院というのは独特な病院なので、しばらく勝手に違うために戸惑うかもしれませんが、精いっぱいやって早く慣れていい病院にしたいと思っていますので、よろしく願いいたします。私の後任、市長さんから御紹介いただきましたけども、どなたかまたいい人来ると思います。もっといい人が来ると思いますので、来られたらぜひまた心配してあげていただきたいと思いますし、御意見も述べてあげてください。よろしく願いいたします。3年間どうもありがとうございました。

議長（秋山哲朗君）　ここで先ほどの総務企業委員長報告の内容について、訂正の申し出がありましたので、発言を許可いたします。総務企業委員長。

総務企業委員長（安富法明君）　大変恐れ入ります。長い委員長報告をしたわけですが、1箇所訂正を、発言の訂正をさせていただきます。議案第8号の美祢市水道事業会計補正予算（第3号）の執行部からの議案説明の中で、局長人件費の2分の1相当額を示した部分があります。金額的に447万云千円にしておるんですが、正確には477万7,000円でございます。金額の部分で訂正をいただけたらというふうに思っております。よろしく願いいたします。

議長（秋山哲朗君）　ここで特別委員長の報告を求めます。観光交流推進特別委員長。

〔観光交流推進特別委員長　下井克己君　登壇〕

観光交流推進特別委員長（下井克己君）　それでは、観光交流推進特別委員会の委員長報告をいたします。

3月16日午前9時30分より第5回観光交流推進特別委員会を委員全員出席のもと開催いたしました。

現在、美祢市内にあります多くのイベント・メニュー等について、前回収集しましたイベントについて、4月の桜まつりから始まり、3月の秋吉台地域エコツアーまでをイベントの抜けはないか、またどのような情報発信の仕方をすればよいかについて協議いたしました。

まず1年間のイベントカレンダーについて毎週の土曜日、日曜日に開催されています。4月、桜まつり実行委員会によるみね桜まつりほか21件、5月、長登銅山文化交流館による鑄造体験ほか13件、6月、八代振興会によるホタル祭りほか15件、7月、観光祭り実行委員会による秋吉台花火大会ほか24件、8月、秋芳梨販売協同組合による秋芳梨狩りほか24件、9月、別府水上振興会による別府弁天祭りほか12件、10月、秋吉台カルストウォーク実行委員会による秋吉台カルストウォークほか21件、11月、美祢市総合観光部観光振興課による菊花展ほか17件、12月、とつてもゆかいな秋吉台ミーティング及び秋吉台家族旅行村の共催によるそばの収穫祭ほか11件、1月、秋吉台エコミュージアムによる冬眠中のコウモリを見る体験ツアーほか7件、2月、秋吉台山焼き実行委員会による秋吉台山焼きほか13件、3月秋吉台高原マラソン実行委員会による美祢市秋吉台高原マラソンほか9件、合計187件について協議をいたしました。

主な意見について報告いたします。

まず、追加するイベントとして、委員より、3月最後の日曜日に秋芳町広谷の第2駐車場において草炎さくら祭りが開催されます。それと、7月の第1土曜日に於福の水神公園において水神の滝の滝開きがそうめん流し事業部により行われますと二つの意見が出ました。

また、委員より多くの人を呼び込むイベント、春・夏・秋・冬と分類をしたほうがよい。また阿波踊りや箱根駅伝のように、秋吉台を核にしたもので売り出し、多くの人たちが集まり楽しむイベントにするという夢を持ち、市民総参加で盛り上げていこうとの意見も出ました。

情報発信方法につきましては、執行部より執行部のほうで観光協会等いろいろな団体もありますので、いい具合に仕分けて発信をしていきたい。また、カルストドットコムというホームページの中にイベントカレンダーがあり、イベント一覧を載

せておりますが、1月から3月、4月から6月、7月から9月、10月から12月という形で主なものをピックアップイベントカレンダーとしておりますので、今の形のままで主なものには内容等を書き、連絡先を書いて今までどおりやっていこうと思いますとの答弁をされました。

次に、メニューについてまずメニュー1歴史を感じてと題し、旧美祢地域、美祢市歴史民俗資料館、化石館と文化財18件、秋芳地域、秋吉台科学博物館と文化財9件、美東地域、長登銅山文化交流館、秋吉台エコミュージアムと文化財16件、メニュー2自然を感じてと題し、自然散策、秋吉台22件、桜山総合公園ほか10件、洞窟探検、秋芳洞・大正洞・景清洞・中尾洞の4件、水辺散策、別府弁天池・白糸の滝・水神公園・秋吉台湧水めぐりの4件、メニュー3体験してと題し、長登銅山文化交流館の鑄造体験や農業体験など21件、メニュー4うまさを感じてと題し、梨狩り、そうめん流しなど13件、メニュー5温泉・宿泊と題し、市内の温泉宿泊所9件、メニュー6お昼に食べてと題し、市内食事処20店舗について協議をしました。

主な意見について報告いたします。

委員より、メニュー1については分類の仕方や解説を統一し、所在地を入れ、指定文化財のジャンルで分け、特色の説明書きは誤解を与えないように書かないといけない。

また、委員より歴史的な深い意義のある施設に関心のある方は行きたいと思うが、場所がわからないのでそういう面も踏まえていかなければならない。

また、委員より施設の名称や利用方法等また市内にある店舗の漏れのないように正確に載せなければならない。

また、委員より宗教史をアピールするものも入れたほうがよい。

次に、委員より秋吉台科学博物館のリニューアルについての質問があり、それに対し執行部より、美祢市の学識的なものの核になるのが博物館だということはどなたも皆認識しており、理解できますが、現時点ではどうもできないということで、昨年建物の補修、雨漏り等を含めて改修しました。リニューアル・改築については必要とは思っておりますが、現時点ではどうにもならないという現状ですとの答弁がありました。

次に、着地型ルート(案)について、団体・修学旅行用として、秋吉台科学博物

館の化石採集、長登銅山文化交流館の鑄造体験、景清洞の洞窟探検に秋吉台・秋芳洞を含めたツアー案を2案。家族・グループ用として秋芳洞・秋吉台ツアー、三洞物語ツアー、長登銅山跡・サファリランドツアー、お宝めぐり（パワースポット）ツアー、春の歴史めぐり・美祢地域編、夏の歴史めぐり・秋芳地域編、秋の歴史めぐり・美東地域編、また1泊2日のツアーとして、秋吉台家族旅行村のケビン等を利用する美祢満喫ツアーの10案。秋吉台カルストウォーク、赤間関街道（松蔭の道）、仙崎街道（中国自然歩道）、大田・絵堂戦跡、秋吉台歴史ウォークと、街道ウォーク5案について協議しました。

主な意見について報告いたします。

委員より、観光客でにぎわう人を入れ、その季節にあった時期の写真を入れなければならないと思う。

次に、委員より赤間が関街道や仙崎街道を使って秋吉台カルストウォークを開催されたらどうかとの質問に対し、執行部より観光振興計画の中に着地型観光のイメージや、歴史等を生かしたイベント等について記載されておりまして、その中に赤間関ウォークについても記載してありますので、いろいろなルートも設定できるのではないかとの思いますとの答弁がありました。

次に、これらの情報発信の方法・実施について協議をしました。

主な意見について報告いたします。

委員より、観光協会と観光総合部で合同で実施されればとの質問に対し、執行部より観光総合部としましては旅行業法の関係がありますので、紙媒体とかホームページ等についてPRを充実させていきたいと思っています。観光協会については民間ですので、これから法人化をさせると聞いていますので、その中で旅行業法も取っていただければ、募集型の旅行ということで商業ベースにのっとっての売り出しも可能になると思いますので、観光協会も努力をしていただき、私どもも全面的に協力をさせていただこうと考えています。資格がありますので、勉強のほうもされていると聞いていますと答弁がありました。

次に、委員よりチラシを高速道路のサービスエリアに置く場合はとの質問に対し、執行部より現在実施していきまして、チラシ等をサービスエリア、パーキングエリアに設置する場合は、ネクスコに申請を出し、1ヶ月ごとの料金が発生します。福岡と中国地方岡山までの主要サービスエリアに置かせていただいた実績はありますと

の答弁でした。

次に、委員より新年度予算で広告料が400万円近くあるが、今後の広告についてはどのようにしていくのかとの質問に対し、執行部より美祢市全域を網羅する新聞・雑誌・テレビ等の広告物に載せます。新聞広告・テレビ・ラジオ・旅行雑誌・高速道路サービスエリアのチラシの設置等、各種イベント等に出展したときに配布するリーフレット・ガイドブック等、広告宣伝グッズ等、またこれからは年間を通じた戦略的な広告を打つべきではないかということで、一部分を広告代理店に委託をする広告展開を考えていますとの答弁がありました。

施設等の問題点については、前観光振興対策特別委員会の最終報告に多くの問題点と今後の対策が記されており、また今回の美祢市観光総合振興計画でも記されておりますので、振興計画に沿って進めていただければと思いますが、美祢市観光の中心である秋吉台商店街・黒谷口商店街・大正洞商店街については、秋吉台周辺の商店街の活性化をという観点から現地調査をし、協議をすることとし委員会を閉じました。

以上で、観光交流推進特別委員会の委員長報告を終わります。

〔観光交流推進特別委員長 下井克己君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 観光交流推進特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、観光交流推進特別 安富議員。

22番（安富法明君） 済みません。1点だけ。博物館の問題なんです、委員長がどうにもならんという報告なんです、難しいのはよくわかるんですが、ジオパーク構想を推進する上でやはり基本的には核になる施設ということになっていきますよね。前の特別委員会でもこれ議論されたことなんです、美祢には歴史民俗資料館、化石館もあります。三つくらい一緒にしてもっと充実した規模の大きなものをということが基本的に議論されてきておると思うんですが、その辺を踏まえた上でどうにもならんということは、お金がないのか、要するに建てる場所的なそのものがどうにもならんのか、何もかも含めてどうにもならんのか、委員会でどういうふうな議論をされたのか、その点だけ教えてください。

議長（秋山哲朗君） 下井委員長。

観光交流推進特別委員長（下井克己君） その点については、どういう理由でとい

うのは議論しておりません。ただ、この報告は、副市長が言われた報告なんですけど、答弁なんですけど、執行部としても今はっきり申しまして私も思うわけなんですけど、お金の問題が確かに一番だと思います。これは、安富議員も御承知のとおり秋芳町のときからの課題でもあります。とにかく、秋芳町のときはお金がないの一点でした。でも、これから当然、私これ個人の考えですけど、今から美祢市としてジオパークに向かっていくわけです。執行部も市長も当然、どねえかせんにやいけんちゅう思いは持ちちょっとと思います。だから、当然またこの特別委員会の中で、今から商店街等を視察しているんな意見を聞くとおもいますが、その中で当然博物館の前も通るとおもうので、その辺のことを議論していきたいとは思っております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、観光交流推進特別委員長の報告を終わります。

続いて、活性化対策特別委員長の報告を求めます。活性化対策特別委員長。

〔活性化対策特別委員長 原田 茂君 登壇〕

活性化対策特別委員長（原田 茂君） それでは、只今より活性化対策特別委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月16日、午後1時34分から3時17分まで委員会室において、委員1名の欠席並びに所管の執行部の方々の出席のもとに委員会を開催いたしました。

最初に、産業振興条例についてですが、本条例は3月議会で上程をされ、総務企業委員会に付託され可決しておりますが、最終的な報告ということで執行部より簡略に説明を受けました。

この内容についてですが、美祢市産業振興推進審議会長の古川会長から市長に出された答申に基づき、本定例会に条例の制定議案を提案して審議をいただいているところであります。審議経過については、その都度御報告申し上げますから省略させていただきます。

答申に対する意見ということで、審議会の意見が付されておりますので、これについて報告いたします。

1として、地域の活性化に産業振興が果たす役割の重要性を広く市民に周知し、浸透させるとともに、農業や商工業に対する支援計画の策定にあたっては、事業者・市民等の意見が反映できる共同システムを構築して実施されたい。

2といたしまして、限られた予算や人材を効果的、重要的に配分することに努め、社会情勢や経済状況の変化に即応した産業振興の推進に努められたい。

3といたしまして、産業振興に関する具体的な施策については、必要に応じて関連する条例、要綱等の見直しや整備を図られたいという意見が付され、23年度におきましても産業振興推進審議会を2回開催する予定にしておりますとの報告を受けました。

委員より、産業振興条例の答申に対する意見で、社会情勢や経済状況の変化に即応した産業振興の推進に努められたいというところで、東日本を襲った大震災によって社会情勢、特に経済情勢が大きく、今変化している状況にありますが、こういうことに即応するということに対して、今美祢市においては支援室というのを設置されたのですが、経済的な面でどのような対応をされようとしているのかお聞かせ願いたいとの質問があり、執行部より今のところ具体的な施策というのは、これといったものは出ておりません。実は、きょう防災会議がありまして、地域防災計画の見直しの会議を実施しておりまして、その後、庁内の会議を予定しておりまして、先ほど言われたような今後の対応についても出てくるのではないかとということで、今の段階では具体的なことは考えておりませんとの答弁がありました。

次に、委員より将来的に持続の可能性の高い集落営農組織の構築ということが意見として付されており、まさに大切なことですが、新年度予算でも集落営農組織あるいは法人化に向けての取り組みを支援するという大きな方針が農業に対して出ていると思いますが、実際にどのようなことを実施し、精神的な組織の指導とか助言を受けるといってもどうかというふうな思うところがあります。

基本的に、美祢市の農業を担うということになりましたら、市だけでなく農協、農業委員会、旧美祢市、秋芳、美東の代表者の組織などをつくり、基本的にどのようなことに取り組むのか、根本的なことを考えるような組織づくりができないのかと思いますが、行政としては指導的な役割を果たさなければならないと思うところですが、新年度に政策として考えておられるのでしょうかとの質問があり、執行部より23年度におきましては、美祢市水田協議会、それから担い手協議会、それぞ

れ農協もしくは行政で事務局をもって進めています。これを23年度から一本化して再生協議会という組織をつかって、行政主導でやっていこうというふうに出されています。

23年度に入りましたら、分散していた協議会を統一しますので、少し方向性が出てくるのではないかと考えておりますとの答弁がありました。

委員より、国・県の補助事業を利用することは大切であるが、美祿地域で美祿モデルとして魅力のある政策的なものを出していくことが必要であり、また企業誘致のキャッチフレーズというものも十分に打ち出していくべきではないかと思っておりますとの意見がありました。

次に、委員より産業振興に関する具体的な実施についてということで、必要に応じて関連する条例、要綱等を見直して整備を図りたいということが答申されておりますので、十文字周辺の高規格道路の整備のことも入れたいが、具体的なことになったときは当然のことながら説明をいただきたいとの意見がありました。

次に、委員より美祿市ではいろいろな工業用地があるが、美祿市内には1級河川等の大きな川がないが、飲み水とは別に工業用水が確保できる施設は整備されていますかとの質問があり、執行部より企業誘致にあたっての工業用水ですがありません。以前、美祿工業団地、豊田前の今社会復帰促進センターがあるところで、大手の企業が来られたことがあります。やはりネックになったのは工業用水でした。今、来福台のところの美祿ダムがありますけど、大量に使用される企業は難しいかなと思っておりますとの答弁がありました。

委員より、十文字について今の南部開発の組合の厚東川水系の水の権利は現在生きているのかとの質問があり、執行部より南部開発の水というのがあるにはあるということなんです。権利がどうなっているのかは確認してみないと、ここではお答えできないという状況ですとの答弁がありました。

その他の質疑・意見については割愛させていただきました。

続きまして、小規模・高齢化集落について、前回配付された資料に基づき協議いたしました。

委員より、資料にもありますが、田舎で働き隊とかありますが、休耕地や休耕地に菜の花を栽培して、食料で使った後、油をとって燃料に活用すれば観光や雇用につながり、企業誘致に依存しないで、市が投資を強めて産業を拡大して、地域内で

の経済を循環させることが大事ではないかと思い、提案したがどうでしょうかとの質問があり、執行部よりまさにそういったメニューが23年度当初予算に出しておりますふるさと応援未来創造交付金と思います。すべてを行政がやるのもいいんですが、継続性、持続性を考えれば、地元からの発案で事業化されてはどうかとの答弁がありました。

委員より、菜の花は簡単に種をまけばできますが、製油する工場等はふるさと応援未来創造交付金ではできないと思いますが、どうでしょうかとの質問があり、執行部より全く同じものではないですが、唐津に市場に隣接する天ぷら、魚を原料にした天ぷらかまぼこ工場で使う廃油を製油している設備が1,000万円くらいかかっていますが、この場合同じものではないので、わかる範囲で調べて提供したいと思いますとの答弁がありました。

次に、委員より先日限界集落のほうに行き、市政報告をした中で集落の方が言われるには、TPPは関係ない。そんなことをするより限界集落の今の状態が5年、10年も持たないので、そういった意見を県や国のほうにも投げかけてほしいというような声のほうがTPPを反対するより大きかったですので、議会でTPPに対する意見書を作成するときに、このことをぜひ入れていただきたいとの意見がありました。

次に、委員より前回の資料の中に美祢市の状況が書いてありますが、平成20年のデータなので、人数的に変動があると思うので、わかれば教えていただきたいとの質問があり、執行部より平成22年の限界集落の数は55と認識しており、2年間で9地域ふえておりますとの答弁がありました。

次に、委員より今までの経験からして地域リーダー、それぞれの地域でリーダーの養成をしないと、中山間地域で事業を実施したくてもできないので、このことに取り組んでいく必要があると思います。具体的には市の職員のOB会があると思うのですが、こういった方たちにも地域のリーダー役で引っ張っていただきと思います。今の小規模・高齢化集落の対策は、やはり人がどう引っ張っていくかしかないと思うので、ぜひOB会にも出していただけないだろうかとの質問があり、執行部より当然毎年職員を採用したときの新人研修では、地元への貢献ということは教育しており、今言われたことは大事なことです。内部でそういう機会があれば職員に対して話してみたいと思いますとの答弁がありました。

次に、委員より限界集落は自助・自立ができるようなことにしなければいけないと思います。23年度の予算でも自立を促すような施策が含まれておりますが、人的な環境と具体的な住生活の環境づくりの整備をしていかなければならないと思いますとの意見がありました。

この問題は、なかなか結論が出ませんので、委員の皆様にお諮りして再度次回の議題とすることといたしました。

その他の質疑・意見については割愛させていただきました。

続きまして、中心市街地の活性化について、執行部より中心市街地活性化基本計画の策定についてと関連の美祢あきない活性化応援事業概要（案）について、また空き家対策にかかる国の補助事業について、それから空き家対策にかかる取り組み事例について詳細に説明をいただきましたが、執行部の皆様が災害対策の庁内会議が予定されていますので、委員の皆様にお諮りして中心市街地の活性化については、再度次回の議題とすることになりました。

以上、活性化対策特別委員会の委員長報告を終わります。

〔活性化対策特別委員長 原田 茂君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 活性化対策特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、活性化対策特別委員長の報告を終わります。

この際、暫時休憩をいたします。この間に予算審査特別委員会の開催をお願いいたします。

午後1時44分休憩

.....

午後3時55分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

この際、日程第43、議員提出議案第1号から日程第45、議員提出意見書案第2号までを会議規則第21条の規定により、日程の順序を変更し先議したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、日程第43、議員提出議案第1号から日程第45、議員提出意見書案第2号までを日程の順序を変更し、先議

することに決しました。

日程第43、議員提出議案第1号と日程第44、議員提出議案第2号を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。柴崎修一郎議員。

〔柴崎修一郎君 登壇〕

13番（柴崎修一郎君） それでは、議員提出議案第1号美祢市議会基本条例の制定について及び議員提出議案第2号美祢市議会議員の政治倫理に関する条例の制定については、関連しておりますので一括して提案説明を申し上げます。

これは、本日提出するものであり、賛成者は安富法明議員、山本昌二議員、馬屋原眞一議員であります。

美祢市議会は、平成20年3月21日、美祢市、美東町、秋芳町の一市二町の合併後今日まで、議会改革について議会運営委員会、会派代表者会議、議員全員協議会、議員研修会、先進地の視察、会派の勉強会等重ねてきました。平成12年の地方分権一括法の施行以降、行政の権限や財源などが国から地方へと移りつつある中、住民の多様な声を政治に反映させる地方議会の役割がますます重要になっています。地域経済の低迷や過疎化、少子・高齢化などの影響を受けて、地方自治体の多くが大変厳しい状況に直面している中、地方分権が推進され、地方公共団体の自己決定権の拡大が進められております。

今、地方自治の基本である、首長と議会による二元代表制を踏まえ、その一翼を担う存在である議会には団体意思の決定機関としての機能や執行機関を監視・評価する機能をより発揮していくことが求められ、地方分権の時代にふさわしい議会制度の構築が必要であります。

さらに、議会には自主性・自立性の拡大を図った議会運営とともに、新たな時代に的確に対応できる審議能力及び政策立案能力の向上が求められております。

また、議会運営や議員定数・報酬についても市民の声をしっかり受けとめる必要があり、合併時の議員定数26人を次回の選挙から19人に削減し、より市民の期待にこたえるよう努力しているところです。

こうしたことから、議会が議決機関としての力を最大限に発揮できるよう、議会の役割や議員活動のあり方を明確化することが必要であり、さらなる議会の情報公開を進めることは住民の政治参加を促す上で大事な取り組みであると考えます。

市民の声を市政に反映していくことを第一の基本とし、開かれた市議会を目指し、議会中継や議員が地域に出向く議会報告会の実施、議会広報の作成など、さらに議会の透明化を推進するために美祢市議会基本条例を制定するものです。

そして、美祢市議会が目指している市民参加を礎とした新たな議会づくりは、議員に対する市民のゆるぎない信頼があって初めて実現できるものと考えます。そのためには、議員は公職者として高い倫理観と深い見識により、みずから考える明確な政治倫理基準に基づき、誇りと自信を持って市政を担い、説明責任を果たすことが必要です。

つきましては、議員と市民の信頼関係を築く基盤として、美祢市議会議員の政治倫理に関する条例を制定するものです。

以上で提案理由の説明といたします。議員皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

〔柴崎修一郎君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより、議員提出議案第1号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議員提出議案第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議員提出議案第1号と議員提出議案第2号を会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号と議員提出議案第2号を委員会付託を省略することに決しました。

これより議員提出議案第1号の討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議員提出議案第1号を採決いたします。本案は、原案のとおり決する

ことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は可決されました。

続きまして、議員提出議案第2号の討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議員提出議案第2号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は可決されました。

日程第45、議員提出意見書案第2号環太平洋経済連携協定（TPP）参加への慎重な対応を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この際、提出者から、提案理由の説明を求めます。柴崎修一郎議員。

〔柴崎修一郎君 登壇〕

13番（柴崎修一郎君） それでは、議員提出意見書案第2号環太平洋経済連携協定（TPP）参加への慎重な対応を求める意見書についての提案説明を申し上げます。

これは、本日提出するものであり、賛成者は安富法明議員、山本昌二議員、馬屋原眞一議員であります。

それでは、意見書を読み上げまして、提案理由とさせていただきます。

環太平洋経済連携協定（TPP）参加への慎重な対応を求める意見書。

我が国の第1次産業を取り巻く環境は、担い手の減少、高齢化の進行、農林水産物の価格の低迷など、非常に厳しい状況にある。こうした中、政府は包括的経済連携に関する基本方針を昨年11月9日に閣議決定し、環太平洋経済連携協定について関係国との協議を開始するとしている。

協定は、原則として関税撤廃の例外措置を認めないため、輸出面での効果が見込まれる半面、安価な農林水産物の大量流入により農林水産業の崩壊を招き、関連産業を含む地域経済に大打撃を与えることが十分予想されるところであります。

基幹産業である農業は、生産資材や農業機械等の製造業、食品加工、運輸、流通、販売、観光といった広範囲な地域経済と密接に結びついており、農業生産の縮小ともなれば地域経済は一層冷え込み、地方のさらなる雇用環境悪化にもつながる恐れがある。

よって、国におかれては環太平洋経済連携協定交渉への参加検討にあたっては、我が国の農林水産業への十分な配慮の上で、下記とおり慎重な対応をさえるよう強く要望する。

下記といたしまして、1、関税の撤廃が原則となっている環太平洋経済連携協定への参加については、国内農林水産業への甚大な影響を与えるのみならず、我が国の食料事業を危うくし、食料安全保障の観点からも国民の生活を危機的状況に追い込むことが想定されることから、拙速な参加表明は行わないこと。

2、環太平洋経済連携協定（TPP）への参加については全産業の分野にわたって、そのメリット・デメリットについて、国会等で慎重に審議するとともに、国民に対し詳細な情報を行うこと。

3、今後の国際貿易交渉にあたっては「多様な農林須産業の共存」を基本理念とし食料安全保障の確保を図るなど、日本提案の実現を目指すというこれまでの我が国の方針を堅持し、食の安全、安定供給、食料自給率の向上、国内の農林水産業の将来にわたる確立と、振興などを損なわないように対応すること。

以上、地方自治第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月24日、山口県美祢市議会、提出先は内閣総理大臣菅直人様、衆議院議長横路孝弘様、参議院議長西岡武夫様、外務大臣松本剛明様、農林水産大臣鹿野道彦様、経済産業大臣海江田万里様、内閣官房長官枝野幸男様、国家戦略担当大臣玄葉光一郎様です。

以上で提案理由の説明といたします。議員皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

〔柴崎修一郎君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより、議員提出意見書案第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議員提出意見書案第2号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出意見書案第2号は委員会付託を省略することに決しました。

これより議員提出意見書案第2号の討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議員提出意見案第2号を採決いたします。本案意見書案を、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案とおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。この間に予算審査特別委員会の開催をお願いいたします。

午後4時04分休憩

.....

午後4時19分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員長 南口彰夫君 登壇〕

予算審査特別委員長（南口彰夫君） それでは、平成23年度美祢市予算審査特別委員会の委員長報告を行います。

この予算委員会は、開催が平成23年3月9日より始まり、延べ8日間を開催いたしました。開催にあたり予算の概要報告がなされた以後、美祢市のこの165億の約、この予算、美祢市の市民の税金の使い方の、また執行の仕方の在り方について、問題提起がなされました。その問題提起の議論にほとんどの時間が費やされました。そのことについては報告の最後に述べたいと思っております。

特に、予算審議にあたり総括審議ということで、村田市長より報告がなされまし

た。まず、村田市長からあった報告は第1に東北関東大震災の義援金の募集のお願い、第2にJR美祢線に係る固定資産税の減免についての報告、3番目に美祢市総合観光進行計画の策定についての報告、この3点について報告がなされました。

また、引き続き総括審議として村田市長の出席のもとに、各位委員より村田市長に対して質疑が行われました。

その質疑につきましての、質問等につきましての要点を報告をさせていただきます。

第1に、美東・秋芳地域への水道水の硬度低減化の装置の導入についてお尋ねしたいということでありました。これに対して、村田市長は平成23年度から企業統合を行う。さらに、軟水化、硬度の低減化については、機器の改良コスト、水を供給するコストを考えた上で実施する必要あり、その中で硬度の軟水化について考えていきたいという答弁がありました。

さらに、農業従事者が農業所得で生活ができる仕組みを構築していただきたいという点については、1次産業、2次産業、第3次産業等、全部をリンクさせた6次産業としてとらえて、その成果を還元していきたいと考えておるという答弁がなされました。

さらに委員より病院事業会計と国保会計の長期的な伺いについてということについて、市民の方々の安全・安心を守るために一般会計より繰出金を出して、同事業を支えています。病院事業については安定的に二つの病院を経営していきたいと。引き続き経営していきたい。

さらに国保事業については、非常に医療費が高くなっており、安定的運営を保つための基金の持ち幅が圧縮されてきている。まだ基金を持っている状態で、税の改定を議論するのは時期尚早ではないかと考えておると、村田市長は答えています。

さらに、アウトソーシング、指定管理者制度の導入についてお尋ねをしたいと。総合計画にある行政サービスにおける民間活力で市場化テストの検討についてお伺いしたいということに、村田市長は指定管理者制度につきましては、現在ガイドライン第3次改訂版をつくっております。基本協定、年度協定を受けていただく施設を精査した上で整理し、一定の利益を上げていただくべきと考えております。

市場化テストにつきましては、観光サイドで市の特産品をつくるためのアンテナショップでの市場化テストを行っていくとしております。また、地域ブランドの取

り扱い、創造の仕方についても調査を行っているところだと報告がありました。

委員より、地場産業の企画振興連絡協議会についてお伺いしたいと。市役所内で課を超えた協議会を設置しておりますので、その中で地域振興のための議論をさせて、商工会、青年会議所等に役割を担っていくことで、対応をしていきたいと考えておるとの旨、市長より答弁がありました。

さらに、子供たちの通学路線バスについて、地域の皆さんの意見を聞いて検討していただきたいという委員の意見に、村田市長は路線バス会社が7社と思いますが、年間1億2、000万円程度の補助金を支出しています。行政コストの問題になってきていますが、大事な子供さんの育成にかかわっていますので、通学の確保につきましては現在、深く考えておる最中であるという答弁がなされました。

さらに、委員より厚狭川の上流地域に位置する自治体の責務として、於福地区の集落排水、下水道事業について基本的なお考えをお伺いしたい旨に、市長は於福の一定の地域が都市計画税を払っていただいております。この地域については、下水道を延ばす方法が財政的によろしいのか、農業集落排水のほうがよいのかも含めて、一度検討する必要があると思っておりますということで、さらに執行部より、小田上下水道事業局管理業務課長より、卓上に配付した補てん財源計算書の説明がありました。

以上がこの予算にかかる、平成23年度美祢市の予算にかかわる各委員よりの質問と、市長の答弁を概要を取りまとめさせていただきました。

その上、議案第11号から議案第21号までの11議案について採決を行いました。

議案第11号美祢市一般会計予算並びに美祢市国民健康保険事業特別会計予算、飛ばしまして議案第18号平成23年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算は、一部の委員の反対意見がありまして、この3議案は挙手多数で可決いたしました。

さらに、議案第13号美祢市観光事業特別会計から18号を除いて19、20、21号の最後の21号美祢市公共下水道事業会計予算については、全員異議なしと全会一致の採択となりました。

続きまして、最後の美祢市の財政、税金予算の使い方についての委員からのあった意見については、この予算委員会で委員長交代ということで、大変御迷惑をおかけしながら審議を続けて参りました。審議の結果、株式会社ユウエイ代表取締役社

長有道典広市会議員の今後への対応については、先ほど本会議において美祢市議会基本条例が制定をされました。さらに、美祢市議会市会議員の政治倫理に関する条例も制定されましたので、この政治倫理に関する条例の第3条議員は次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

1、市民全体の代表として、品位と名誉を損なうような一切の行為をつつしみ、その職務に関して不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと。

2、市民の全体の奉仕者として、常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用して、いかなる金品の授受もしないこと等の、この第3条並びに第4条市民は議員が前条第1項各号に定める政治倫理基準に違反する行為をした疑いのあるときは、有権者の5分の1以上の連署をもって、その代表者が、これを証する資料を添付して、議長に対して調査の請求をすることができる。2項、議員は、議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いのあるときは、これを証する資料を添付して、議員2人以上の連署をもって、議長に調査の請求をすることができる。このことを委員会で確認をいたしまして、直ちに議長に対して調査請求をする旨を行うということで、この予算委員会で上げられたすべての議題について、審議を終了したことを御報告いたしまして、委員長報告とかえさせていただきます。

以上です。

〔予算審査特別委員長 南口彰夫君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 予算審査特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、予算審査特別委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、特別委員長の報告を終わります。

これより、議案の討論、採決に入ります。

日程第2、議案第1号平成22年度美祢市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第2号平成22年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第3号平成22年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号平成22年度美祢市老人保健医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第5号平成22年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） この5号案に反対です。介護予防サービス事業など、高齢者にとって利用しにくい内容が多かったのではないかと思います。利用できる制度を使いやすく、この制度を使いやすくすることや、周知徹底することなどが必要ではないかと意見を述べます。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第6号平成22年度美祢市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第7号平成22年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） この後期高齢議案に反対です。保険料は払うのに介護を受けられないと、そういった高齢者に窓口負担が高いことや、年齢による医療差別が行われているので、反対です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第8号平成22年度美祢市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第9号平成22年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1、議案第 1 0 号平成 2 2 年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 1 0 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2、議案第 2 2 号美祢市職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 2 2 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3、議案第 2 3 号美祢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 2 3 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第24号美祢市特別会計条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第24号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第25号美祢市へき地保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第25号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第26号美祢市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第26号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 17、議案第 27 号美祢市産業振興条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 27 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 18、議案第 28 号美祢市拠点市街地活性化審議会設置条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 28 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 19、議案第 29 号美祢市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 29 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第30号美祢市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正等についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第30号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第31号美祢市水道新設事業分担金徴収条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第31号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第11号平成23年度美祢市一般会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） 昨年の7月の災害復旧工事費や林道の維持管理費の補助金など、他にも賛成する部分が多くありますが、美東町の誇りとしていた学校給食が自校方式ということが、共同方式に次々と変えられていきます。今回は綾木小学校がターゲットになりました。このことについて、予算委員会では説明がなかったんで、本当に子供の教育費を削らないでいただきたいと意見を述べます。反対意見です。と要望です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 11 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 23、議案第 12 号平成 23 年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6 番（三好睦子君） この国保の予算ですが、本当に国保が払いたくても払えないということになっています、今の状況が。本当収入に応じて、収入に占める国保税の割合が高いのではないかと思います。そして、以前も申しましたが、国保税が年金の口座から引き落とされていて国保証が手元にないと。これは 1 人や 2 人ではないのではないかと思います。これを聞きましたら、以前に滞納があったからということでしたが、相談に来られたら対処すると言われましたが、やはり役場の窓口が敷居が高いというか、そういった面もあるので、電話でとかいろいろ対応をとっていただきたいと意見を述べます。反対意見です。要望です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 12 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 24、議案第 13 号平成 23 年度美祢市観光事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。田邊議員。

14番(田邊諄祐君) この美祿市の観光事業特別会計については、私は反対いたします。なぜなら、この3年間確かに執行部の皆さん、それから市民挙げて大変熱心に観光事業について感心を持ち、しかも確実にお客さんがふえるように、皆さん大山鳴動してしっかりやられたと思います。しかし、残念ながらお客さんが、秋芳洞の入場者数ですか、これは、市長の平素の熱心さ、それから観光事業に対する情熱から見て、しかもいろいろ予算を使ってこられましたけど、残念ながら私は100万人くらい入ってもおかしくないのではないかというふうに思っておりますけど、ことしは60万人を切るんじゃないかと、大変残念ながらそういう状態でございます。そして今、大地震で国民すべてが節約して、市民ににがを言ってある程度我慢をしてもらわないといけないような状態でございます。

従いまして、今は臥薪嘗胆というか、いろいろ苦しいこともあるだろうが、たぎりに伏して、しかも苦い肝をなめながら時の来るのをじっと我慢する時代だと思います。従いまして、もしやられるのであれば、戦略戦術を大きく誤っていると私はそういうふうに考えておりますので、戦略戦術をもう一度見直していただいて、やはり先ほど南口さんがいろいろ言われましたけど、やはり国の税金を使うからには、やはり慎重にしかも成功を何とかするというのを考えて、市民の意見あるいは県の意見とか皆さんの意見を聞いて、とにかく公平公正にやっていただく。それにはいいですか。特定の人意見じゃなくて、皆さん議員の中にもいろいろな意見、すばらしい件を持った方がおられますので、そのような人の意見を素直に聞いていただいて、戦略戦術を練り変えていただくことが大事だと思います。

従いまして、私は反対いたします。以上です。

議長(秋山哲朗君) 建設観光委員長、これ反対があったんですかね。全会一致じゃなかったですかね。田邊委員、建設観光委員会のメンバーですよ。(発言する者あり)わかりました。それでは、そのほか御意見はございませんか。(発言する者あり)南口議員。

21番(南口彰夫君) 只今の田邊議員の発言は、議案第13号平成23年度美祿市観光事業特別会計予算、全員異議なしで全会一致をもって可決をされております。委員長がうそを言ったか、事実がどうかはあと議事録をもって調査をしたいと思えます。議長、済みません。ついでに、訂正発言じゃないんですけど、お詫びちゅうことじゃないんですけど、ここのさっき読み上げたときの調査請求権のところ、

有権者の50分の1を5分の1ってはしょってしまいましたので、それを訂正しておきたいというのと、それから委員より意見があったのに、これは非常に重要な問題で市長も非常に熟慮されて答弁されていまして、委員より十文字原の開発の計画と進捗状況について、今後精力的に取り組むというニュアンスの村田市長の御意見があったことをつけ加えておきたいと思います。再度繰り返しますが、田邊議員の先ほどの予算委員会では、全会一致で可決しておるということですから、後日MYTなり議事録を起こして確認をすることがよいのではないかと思います。

以上。

議長（秋山哲朗君） そのようにさせていただきます。そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

本日の会議時間は会議規則第9条第2項の規定により、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

日程第25、議案第14号平成23年度美祢市環境衛生事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第15号平成23年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計予算を

議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第16号平成23年度美祢市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第17号平成23年度美祢市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第17号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第18号平成23年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算

を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） 反対意見を述べます。後期高齢75歳の方は、検診にしても75歳以上の方は努力義務になっていて、本当に医療だけでなく、検診にしても差別が行われているこの制度です。この制度に反対です。意見を述べます。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第18号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30、議案第19号平成23年度美祢市水道事業会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第19号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31、議案第20号平成23年度美祢市病院等事業会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） この意見には賛成です。医療従事者の方が本当に労働条件が悪いということで、労働条件を改善していくと回答が執行部のほうからありましたので、よろしく願います。改善を実行されますようお願いいたします。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第20号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32、議案第21号平成23年度美祢市公共下水道事業会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第21号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第33、議案第32号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第32号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第34、議案第33号桂岩辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第33号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第35、議案第34号美祢市老人デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第34号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第36、議案第35号市道路線の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第35号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第37、議案第36号市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第36号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第38、議案第37号美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正ついてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第37号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第39、議案第38号美祢市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第38号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第40、議案第39号美祢市道の駅みとう及び美祢市美東都市と農村交流の館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第39号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決で

あります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第46、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第157条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり議員を派遣したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣をすることに決しました。

さらにお諮りいたします。只今決定いたしました議員派遣につきましては、その後の事情により変更を生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、その後の事情により変更が生じた場合、変更の決定について議長に委任いただくことに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件はすべて終了いたしました。

市長さん、ごあいさつがございましたらお願いをいたします。村田市長。

市長（村田弘司君） 一言、ごあいさつを申し上げます。

今期市議会定例会に御提案をいたしました平成23年度予算をはじめ、各議案につきまして、本会議並びに各委員会を通して慎重に御審議をいただき、それぞれ原案のとおり御議決を賜り、厚く御礼を申し上げます。

議案審議の過程におきまして承りました貴重な御意見、御指摘につきましては、十分に尊重し、今後各施策並びに予算の執行に努めてまいります。

さて、国難とも言えます東北関東大震災の発生は、今後の地方自治、地方経済に大きな影響を及ぼすことが懸念をされております。本市にとりましても非常に厳しい状況下にあります。立ちとまることなく着実に前進をしていく必要があります。

本定例会の冒頭、施政方針演説でも述べさせていただきましたが、このような状況下でこそ、第1次美祢市総合計画に掲げる五つの基本目標、すなわち最重点施策

の一つであり、土台となる行財政運営の強化を図ることにより、足腰を鍛え、他の四つの基本目標、安全・安心の確保、観光交流の促進、産業の振興、ひとの育成を強力に推し進め、私の政策の柱であり、総合計画の基本理念である市民が夢・希望・誇りを持って暮らす交流拠点都市美祢市の実現に向かって、力強く突き進んでまいっている所存であります。

どうかこのうえとも一層の御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げますとここであります。

終わりにになりましたが、美祢市議会の限りない御発展と議長を始め議員の皆様方のますますの御健勝、御多幸を祈念申し上げまして、まことに粗辞ではございますが、あいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

議長（秋山哲朗君） これにて平成23年第1回美祢市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れでございました。ありがとうございました。

なお、議員の皆さんには、5時15分から第1、第2会議室におきまして議員全員協議会を開催いたします。

午後5時04分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年3月24日

美祢市議会議長

秋山哲朗

会議録署名議員

柴崎修一郎

”

田邊諄祐